平成２７年（フ）第２３２号
茨城県古河市上大野517番地
債務者　髙橋　利之
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２３６号
茨城県下妻市高道祖58番地１　シティつくば21　103号室、前住所茨城県つくば市洞下296番地
債務者　平岡　竹男
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６５号
千葉県茂原市長谷1124番地８
債務者　菅根眞由美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
富山県高岡市伏木矢田新町７番39号
債務者　前田　和也
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第９９号
富山県高岡市伏木矢田新町７番39号
債務者　前田真奈美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１０８号
富山県高岡市下牧野343番地３　メゾン・アネックスＢ203号
債務者　河村　祐樹
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１２１４号
名古屋市名東区藤が丘177番地　市営藤が丘荘804号
債務者　西城　典子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２７９号
名古屋市北区六が池町359番地、従前の住所名古屋市北区桐畑町100番地　如意荘１棟107号
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４０９号
愛知県小牧市小木２丁目392番地　ユースハイムⅢ202号
債務者　藤本　　南
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３５号
名古屋市北区安井３丁目４番２号　市営成願寺荘東２棟904号
債務者　黒岡　宏志
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５０５号
愛知県海部郡蟹江町緑２丁目102番地
債務者　男成　美江
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５０６号
愛知県海部郡蟹江町緑２丁目102番地
債務者　男成キヨ子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６９号
愛知県瀬戸市追分町69番地　リベラ瀬戸201
債務者　西森美代子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６８１号
名古屋市天白区大坪２丁目504番地　ジョイフル塩釜口Ⅱ　302号
債務者　湊　　友美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４９号
名古屋市中川区野田１丁目285番地　エトワール都104号
債務者　大喜　富夫
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
三重県尾鷲市大字大曽根浦142番地13
債務者　村嶋　信二
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
津地方裁判所熊野支部